

# スマホ・パソコン(インターネット)申告のメリット

メリットいっぱい！  
感染予防対策にも！

- ①税務署などの申告相談に出掛ける必要も待ち時間もなし！
- ②確定申告期間中は24時間利用可能
- ③e-Taxでの提出(マイナンバーカード方式、ID・パスワード方式)の場合、確定申告書の印刷や添付資料の省略が可能。3週間程度で早期還付！※書面提出の場合、1カ月半程度(目安)

## A その① スマホ・パソコン(インターネット)で申告

### スマホの場合



左記QRコードを読み取る

または **確定申告書等作成コーナー** **検索**

### パソコンの場合

**確定申告書等作成コーナー** **検索**

→国税庁ホームページ「作成コーナートップ」にアクセス

「作成開始」を選択し、質問に答える

「作成開始」を選択

### 提出方法を選択

#### e-Taxで提出

##### マイナンバーカード方式



##### 必要なもの

- マイナンバーカード
- マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン

##### ID・パスワード方式



マイナンバーカードを持っていない方も利用できます。事前に税務署でID・パスワードを発行する必要があります。

#### 印刷して書面で提出



【A】スマホ・パソコン(インターネット)で申告書を作成し、郵送で申告を参照ください。

- ※取得済みのID・パスワードは「ID・パスワード方式の届出完了通知」で確認できます。
- ※ID・パスワード取得の際は、税務署での対面による本人確認が必要です。運転免許証などの顔写真付きの本人確認書類をお持ちください。
- ※ID・パスワード方式は暫定的な対応です。早めにマイナンバーカードを取得してください。

あとは画面の案内に従って入力するのみ

### 少し不安な方、一緒に挑戦しませんか？

#### 「スマホ申告day」開催します

あなたのスマホでの確定申告を市職員がサポートします。  
(申告・操作をするのは、申告者ご自身です)

日時:2月23日(祝)午前10時～正午、午後1時～3時(予約不要)

場所:市役所1階コミュニティルーム

対象:【B】市会場で申告可能な確定申告対象者の方

持物:スマートフォン、マイナンバーカード、その他申告に必要な持ち物(7ページ)

操作がわからないときにすぐに確認できるよう、職員が待機しています。



### 初めての自宅申告Q&A

- Q 間違った内容で申告をした場合、訂正できますか？
- A 申告期限内(3月15日(日)まで)であれば、再度作成して送信することができます。(最後に送信したデータが優先されます)
- Q スマホやパソコンでの申告の場合、申告書の控えを残すことはできますか？
- A 申告書作成完了後に控えのデータをPDFで保存できます。

## A その② スマホ・パソコン(インターネット)で申告書を作成し、郵送で申告

スマホやパソコンで作成した申告書を印刷し、郵送などで提出することもできます。

ご自宅にプリンターがない方は、申告書データをPDF形式で保存できますので、コンビニエンスストアなどのプリントサービス(有料)をご利用ください。

e-Tax・作成コーナーの操作などに関する問合せ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570・01・5901

確定申告などに関する問合せ 越谷税務署 ☎965・8111 **国税庁 確定申告特集** **検索**